

2024年度

運輸安全報告書

2025年4月作成
株式会社 ウイング観光

運輸安全マネジメントに関する取り組み

株式会社ウイング観光では、「運輸安全マネジメント」に基づき日々の輸送の安全確保に向けて様々な取り組みを行っております。

この度、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全に関する 2024年度の実績および 2025年度の計画について、次の通り情報を公表し、以下の通り引き続き全従業員が一丸となり安全の確保に向けて取り組んでまいります。

- 1 輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）
- 2 輸送の安全に関する目標（安全目標）及び目標の達成状況
- 3 事故に関する統計
- 4 輸送の安全のために講じた措置 及び講じようとする措置
- 5 輸送の安全に係る情報の伝達体制 その他の組織体制
- 6 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- 7 輸送の安全に係る内部監査の結果
並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- 8 安全管理規程
- 9 安全統括管理者

1 輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）

当社における輸送の安全に関する基本的な方針は次の通りです

《安全方針》

- (1) 代表者は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全に関する基本的な方針を全従業員に周知徹底します。
- (2) 安全管理規程関係の法令を遵守するとともに、安全マネジメントを確実に実施し、絶えず輸送の安全確保・向上に努めます。
- (3) 輸送の安全に関する目標とその計画を作成し、全従業員で目標達成に向けて、取り組みます。
- (4) この輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

株式会社ウイング観光では、安全方針に基づき「輸送の安全保」に向けた安全対策に取り組み、法令及び規程を遵守し、絶えず見直しを図り 更なる輸送の安全向上に努めます。

また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していきます。

2・輸送の安全に関する目標（安全目標）及びその達成状況

	2024年度 目標と達成状況	2025年度目標
飲酒・酒気帯び運転	0件 - 0件	0件
死亡事故・重大事故	0件 - 0件	0件
有責事故件数	0件 - 0件	0件
有責人身事故件数	0件 - 0件	0件
物損事故件数	5件 - 4件	(前年度50%減) 2件

《安全目標・重点施策》

- (1) 法令・規程を遵守し
安全最優先での職務の遂行
- (2) 飲酒マナーと自覚・意識向上の徹底
- (3) 人身事故ゼロ・物損事故の削減
- (4) シートベルト着用の徹底
- (5) 日常の体調管理の徹底

3 事故に関する統計

※2024年2月1日から2025年1月31日までの期間、当社における
自動車事故報告規則第2条に規程する事故はありませんでした。

4 輸送の安全のために講じた措置 及び講じようとする措置

輸送の安全を確保するため会議や安全運動などを通じ情報の共有や意思の疎通を図ると共に積極的に設備投資を行い、ヒューマンエラーの回避に努めています。

会議

「事故防止対策委員会」

年に2回(6月・9月)、運転者から集めたヒヤリハット事例をもとに話し合う。
今期の物損事故事例についても、共有して今後どうするか考える。

「運輸安全マネジメント会議」

毎年3月、表記会議において、次年度に向けての安全管理規程の変更や安全方針の見直しを行っています。この決定内容に基づき、安全重点施策をはじめ各施策を制定しました。

設備投資

2024年度の「輸送の安全に関する投資」の主な実績は下記の通りです。

1 中古車両増車 5 カメ導入 (不足分追加購入・設置)	3450 万
2 車両整備・機材類・冬用タイヤ購入 (ディーラーによる定期点検)	500 万円
3 教育・指導に関する費用 (新規採用運転士教育(2ヵ月)・適性診断・外部教育など)	150 万円
4 健康管理に関する費用 (定期健康診断・MRI検診)	35 万円
5 運行管理支援システム	150 万円

2025年度の「輸送の安全に関する投資」の主な予算は下記の通りです。

1 最新車両導入 (貸切大型観光バス 1台)	5000 万円
2 車両整備・機材類 (ディーラーによる定期点検・デジタコ・ドライブレコーダー 夏用タイヤ 12 本)	200 万円
3 教育・指導に関する費用 (新規採用運転士教育(2ヵ月)・適性診断・外部教育など)	100 万円
4 健康管理に関する費用 (定期健康診断・MRI健診)	50 万円
5 運行管理支援システム	100 万円

安全運動

- ・ 春の全国交通安全運動（4月）
- ・ 夏季輸送安全総点検（7・8月）
- ・ 秋の全国交通安全運動（9月）
- ・ 年末年始輸送安全総点検（12・1月）

その他

- ・ 日本バス協会貸切バス安全性評価認定取得（2019年度〔☆☆☆〕取得）
- ・ 日本バス協会貸切バス安全性評価認定4年更新（2021年度〔☆☆☆〕取得）

5 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

別添「事故発生時等における社内連絡体制図」 参照

6 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- (1) 運行管理者・運行管理補助者は、2年に1回の運行管理者一般講習を受講。
4月から点呼ロボット導入にあたり新しいシステムの研修。
整備管理者・整備管理補助者は、2年に1回の選任後研修を受講。
- (2) 運転適性診断やドラレコ、デジタルタコグラフを活用した教育を実施。
- (3) 外部機関が開催する運行管理講習や安全マネジメントセミナー、シンポジウムなどに積極的に参加しました。。
- (4) 全運転者に対して行う指導及び監督の指針（国土交通省告示1676号）に基づき、全乗務員に対して集合教育を実施しています。
- (5) 防災避難訓練や普通救命講習を実施するなど 防災教育に取り組んでいます。

7 輸送の安全に係る内部監査の結果並びに

それに基づき講じた措置及び講じようとする措置

2025年3月に内部監査を実施したところ安全管理体制や安全への取り組みについて 適合性及び有効性に関し、概ね適性であることが確認されました。

8 安全管理規程

別添 「安全管理規程」 参照

9 安全統括管理者

代表取締役 小園 純

以上

安全管理規程

株式会社ウイング観光

株式会社ウイング観光 安全管理規程

平成 25 年 10 月 15 日制定

平成 29 年 5 月 24 日改正

令和 4 年 4 月 5 日改正

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）

第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 社長は第三条に掲げる方針に基づき毎年、年初にその年の具体的な目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 一 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 二 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 三 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。
- 四 経営トップは方針に基づき毎年、年初にその年の具体的な目標を策定する。
 - (1) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則に従業員へ徹底する
 - (2) 安全方針を策定する
 - (3) 重点施策を策定する
 - (4) 重大な事故等への対応を実施する
 - (5) 安全管理体制を構築・改善するため、また、輸送の安全を確保するために、必要な要員、情報、輸送施設等（車両等）を使用できるようにする。
- 四 社長は、その責務を的確に果たすことにより、本規程の各項目の的確な実施を図り、安全管理体制を適切に機能させる。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

- 1 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する記録を社内に3年間保存する。

(付則)

本規程は、平成29年5月24日から施行する。

本規程は、令和4年4月5日から施行する。

株式会社 ウイング観光 輸送の安全に関する組織体系及び指揮命令系統

